

第三百三十八条第一項中「六十九人」を「六十七人」に、「百三十八人」を「百三十九人」に改める。
 第三百七十八条第一項中「二人」を「三人」に改め、同条第二項及び第三項中「第三百六十四条第一項各号」の下に「第三百七十条第二項」を加える。
 第三百八十二条第一項中「一人」を「二人」に改める。

第三百八十七条に次の一号を加える。
 六 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第五十八条の規定による法人番号の指定、通知及び公表に関すること。

第四百五十五条第一項中「二人」を「一人」に改める。

第四百六十六条第一項中「三人」を「三人」に改める。

第四百十条第一項中「百九十一人」を「二百人」に改める。

第四百十三条第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。

第四百二十八条中「四十人」を「四十三人」に改める。

第四百三十九条第二項中「百六十七人」を「百六十四人」に改める。

第四百七十二条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 第五百五十三条第一号及び第二号に掲げる事務のうち所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に係る所得税に係るもので、税務署の事務の運営及び処理の状況に照らし、国税局長が特に必要があると認めた事項に関する事務に関すること。

第四百七十二条第一項に次の二号を加える。

八 前各号に掲げるもののほか、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局及び福岡国税局にあつては、課税第二部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四百七十二条第二項を削る。

第四百八十七条第三号中「第四百七十二条第四号」を「第四百七十二条第五号」に改める。

第四百八十三条第一項中「六十一人」を「六十人」に改める。

第四百八十五条第一項中「三千百六十四人」を「三千二百四十四人」に改め、同条第一項中「第四百七十二条第一項第二号、第四号から第六号まで及び同条第二項第一号」を「第四百七十二条第二号、第三号及び第五号から第七号まで」に改める。

第四百八十六条第二号中「三百六十一人」を「二百六十三人」に改める。

第四百九十七条第一項中「四百七十五人」を「五百九人」に改める。

第四百九十八条第一項中「九百九十八人」を「千八人」に改める。

第五百一十七条第一項中「二千七百八十五人」を「二千八百三十九人」に改める。

第五百一十八条第一項中「一千六百六十九人」を「千七百十九人」に改める。

第五百二十八条第一号中「から第六号」を「第二号及び第四号から第七号」に改める。

第五百四十九条第一項中「八人」を「九人」に改め、同条第二項第四号中「第四号、第五号及び第六号」を「及び第五号から第七号まで」に改める。

第五百四十二条第一項中「を通じて」を「に」に改める。

第五百四十七条第五項中「三百三十七人」を「三百四十四人」に、「千四百三十一人」を「千四百四十五人」に改める。

第五百五十条中「第五百五十二条第一号、第三号、第四号、第八号から第十号まで」を「第五百五十二条各号」に改め、「特に処理困難なものとして」を削る。

第五百五十六条第一項中「二万八千九百九人」を「二万八千八百三十人」に改める。

附則第十五項の前見出し、附則第十五項及び附則第十六項中「証券監督第一課及び証券監督第二課」を「証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課」に改める。

附則第四十六項中「第四百七十二条第二項第一号」を「第四百七十二条第三号」に改める。

別表第四横浜税關山下埠頭出張所の項を削る。

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第三条（同条第十二項の改正規定を除く。）、第三百八十二条、第四百五条、第四百六条、第四百十一条、第四百十三条、第四百二十八条、第四百三十九条、第四百七十二条、第四百八十条、第四百八十三条、第四百八十五条、第四百八十六条、第四百九十七条、第四百九十八条、第五百七十七条、第五百八十三条、第五百二十八条、第五百四十一条、第五百四十七条、第五百五十一条、第五百五十六条及び第五百五十六条の改正規定並びに附則第四十六項の改正規定 平成二十六年七月十日

二 第三百八十七条の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日

○農林水産省令第一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、漁船特殊規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

○農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

漁船特殊規程の一部を改正する省令
 漁船特殊規程（昭和九年農林省令）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月一日

○農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

漁船特殊規程の一部を改正する省令
 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された総トン数千トン以上の一般漁船については、

この省令による改正後の漁船特殊規程第五十一条の十二第二項の規定にかかるわらず、当該一般漁船について平成三十年七月一日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお前項の例によることができる。

○国土交通省令第六十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

○国土交通大臣 太田 昭宏

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までを次のように改める。

(準用規定)

第二十七条の五

第十九条第二項の規定は第二十七条の二の申請書について、第二十条の規定は法第五十五条の八第一項の認定について、第二十二条の規定は法第五十五条の八第一項の国の貸付けを受けるとする場合について、第二十三条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第五条第一項第四号の国土交通省令で定める事項について、第二十四条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の特別特定技術基準対象施設の価額について、第二十五条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の国土交通省令で定める割合について、第二十六条及び第二十七条の規定は令第九条の三第一項において準用する令第六条第三号の利益の額について、第二十七条の規定は法第五十五条の八第一項の港湾管理者の貸付けを受ける者について準用する。この場合において、第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条並びに第二十七条中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、第二十条中「前条」とあるのは「第二十七条の二」と、「令第二条」とあるのは「令第九条」と、第二十一条第一項第一号中「出資の金額並びにその時期」とあるのは「その時期」と、同条第二項第一号中「岸壁又は桟橋並びに令第四条第二項第二号及び第四号から第七号までの施設（第五号の施設にあつては、廃棄物埋立護岸に限る。）」とあるのは「第二十七条の四の港湾施設」と、第二十二条中「令第六条第七号」とあるのは「令第九条の三第一項において準用する令第六条第七号」と、同条第一号中「使用者の選定の基準若しくは方法、使用形態又は使用料の算出方法」とあるのは「点検及び診断の実施方針又は維持工事等の実施方針」と読み替えるものとする。

第二十八条第七号中（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。）を削る。

附 則

○ 国土交通省令第六十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶消防設備規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

（船舶消防設備規則等の一部改正）

第一条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第五十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「消防員装具」の下に「及び消防員用持運び式双方向無線電話装置」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 固定式水系消火装置

第四十三条の二第一項を次のように改める。

第一種船等には、ロールオン・ロールオフ貨物区域等に、それぞれ一個（ロールオン・ロールオフ貨物区域等が一つのみである場合には二個）の持運び式泡放射器を備え付けるほか、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に掲げる消防設備を備えなければならぬ。

一 閉鎖された車両区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等であつて当該区域の外部から密閉することができる区域

水系消火装置、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式高膨脹泡消火装置又は固定式

を備え付ける場合は、この限りでない。

二 前号に掲げる区域以外のロールオン・ロールオフ貨物区域等、固定式水系消火装置、固定式

管海官庁が当該船舶の航海の態様等を考慮して適当と認める消防設備を備え付ける場合は、この限りでない。

第四十三条の二第三項第一号中「固定式加圧水噴霧装置」を「固定式水系消火装置」に改め、同条に次の二項を加える。

4 閉鎖された車両区域には、固定式鎮火性ガス消火装置を備え付けてはならない。

第四十五条第二項中「主推進又は主発電に使用するものに限る。」を削る。

第四十九条の見出しを「消防員装具等」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第五十一条第二項中第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 貨物制御室を有する船舶には、火災探知装置の表示盤を当該貨物制御室に配置すること。

第五十二条第六項中「第五号」を「第六号」に改める。

第五十七条の二中「第一項第一号」を「第一項第一号」に改める。

第五十七条の三第一項第二号中口を削り、ハを口とし、同項第五号を次のように改める。

5 モニター及び持運び式発泡ノズル用ホース連結栓各一は、船尾樓前端の左右両側又は貨物タンク頂部の甲板に面する居住区域の左右両側であつて、貨物タンクの後方に配置すること。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、貨物タンクの後方に配置することを要しない。

第六十三条の見出しを「消防員装具等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 第四十九条第五項の規定は、第一項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第六十三条の三第二項第四号中「第九号及び第十一号」を「第十号及び第十二号」に改める。

第六十三条の四第三項中「及び第五号」を「から第六号まで」に改める。

第六十四条第一項中「第四十五条の二第一項」を「第四十三条の二第四項、第四十五条の二第一項」に改め、同条第三項中「第四十三条の二第一項第二号中「閉鎖された車両区域以外の区域であつて当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」とあるのは、「当該ロールオン・ロールオフ貨物区域等の外部から密閉することができる区域に限る。」と削る。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第二条 危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

3 第百六十四条の見出しを「消防員装具等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前二項の規定により消防員装具を備え付ける船舶には、管海官庁が十分と認める数の防爆型の消防員用持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。

第二百六十九条の二第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

第二百七十二条の見出しを「消防員装具等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第百六十四条第三項の規定は、前項の規定により消防員装具を備え付ける船舶について準用する。

第三百二十八条第一項中「第八号」を「第九号」に改める。

（船舶救命設備規則の一部改正）

第三条 船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第九十六条の三中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 第一種船（ロールオン・ロールオフ旅客船を除く。）及び第三種船には、水上から遭難者を救助するために救命設備を迅速かつ適切に使用できるように、管海官庁が適當と認める救助の手引書を作成し、これを船舶に備え置かなければならない。

1 登録番号 第18584号	4 登録品種の名称 AAMSOU
2 登録年月日 平成21年11月26日	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
3 農林水産植物の種類	Allround Agri Management B.V.
4 登録品種の名称 AVTEN	Grote Inghweg 19, 5331PP Kerkrade, The Netherlands
5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所	ジャパンアグリバイオ株式会社

1 登録番号 第18588号	4 登録品種の名称 Rosa L.
2 登録年月日 平成21年11月26日	5 品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
3 農林水産植物の種類	有限公司ジエー・アンド・エッセ・ジャパン
○国十校理学地長第十四十九回	愛知県長久手市砂子607番地

船舶消防設備規則等の一部を改正する省令(平成二十六年国土交通省令第六十一号)の施行に伴い、並びに船舶消防設備規則(昭和四十年運輸省令第三十七号)第五条、船舶設備規程(昭和九年一月一日通達省令第六号)第一百四十六条の二十五並びに船舶防火構造規則(昭和五十五年運輸省令第十一号)第二十七条の五及び第四十四条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年七月一日

国土交通大臣 太田 昭宏

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正)

第一条 船舶の消防設備の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

三)次中「第五節 固定式加圧水噴霧装置(第十五条)」を「第五節 固定式加圧水噴霧装置(第十一条)」に改め、「第五節 固定式水系消火装置(第十五条の二)」に改める。

第十条第一項第一号中「ハからホまでを、ホからトモド」と、口の次に次のように加える。
ハ ハホナその他のばら積み以外の方法で貨物として輸送される一般貨物を積載する区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の一を十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができる。

二 固体貨物をばら積みする貨物区域にガスを送るものにあつては、必要なガスの量の三分の一を二十分以内に当該区域内の一の場所に放出することができる。

第十条第一項第三号に次のように加える。
二) 貨物区域に炭酸ガスを放出するものにあつては、貨物の積載の状態に応じて、炭酸ガスの放出量を、管海官庁が適当と認めの量に調整できるものである。

第一章第五節の次に次の二節を加える。
第五節の二 固定式水系消火装置

(固定式水系消火装置)
第十条第一項第一号に次のように加える。
一) 清水又は海水(消火能力を強化するための薬剤を添加したもの)を送るため必要な管

は、次に掲げる要件に適合するものである。すなはち、
1. 固定式水系消火装置は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。
2. 新消防告示第三十二条第二項の規定は、平成三十一年七月一日までの間は、適用しない。
3. 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかるず、管海官庁の指示するところによる。

イ 管が導かれる区画室を明白に示す標示をして、かつ、圧力計が取り付けられた制御弁が取り付けられてゐること。
ロ 適当なドーム抜き装置が備え付けられてゐること。

二) 前号の要件のほか、ロールオン・ロールオフ貨物区域等の火災を効果的に消火するために管海官庁が適当と認めるものであること。
ただし、第四条の送水管に連結している場合には、管海官庁が適当と認める追加の量の泡原液を備えなければならない。
第十七条第四号中「第八号」を「第七号」に改め、同条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号に次のたゞし書きを加え、同号を第八号とする。

九 泡原液は一種類のみとし、最も多く運送する貨物に対し有効な泡原液を供給できるものである。この場合において、泡による消火が適切でない貨物に対しては、管海官庁が適当と認めた追加の措置を行つこと。
第三十一条第四号に中「点滅する際に漏火しなる」を「使用されるものにおいては防爆剤のものである」に改める。

第十二条第二項に次の二号を加える。

八 空気を供給する容器を使用する呼吸具にあつては、容器内の空気残量が一百リットルを下回る前に警告を行う可聴警報装置その他使用者に対して警告を行う装置を備えなければならない。

(航海用具の基準を定める告示の一部改正)
第一条 航海用具の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十二号)の一部を次のように改正する。

四 第一号及び前項第三号に掲げる装置は、それぞれ互いに独立したものとする。
(船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正)
第一条 船舶の防火構造の基準を定める告示(平成十四年国土交通省告示第五百十八号)の一部を次のように改正する。
三)次中「第五節 固定式加圧水噴霧装置(第十五条)」を「第五節 固定式加圧水噴霧装置(第十一条)」に、同条第十五号中「第十三号」を「第六号」に、同条第十四号中「第九号」を「第十号」に、同条第十五号中「第十一号」を「第十四号」に改める。
別表第八(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「*」を「A 30」に、同表備考第二項中「*」を「4」に改め、同項ホを削る。
別表第九(10) 開放された甲板上の場所等の項(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等の欄中「*」を「A 0」に、(11) ロールオン・ロールオフ貨物区域等の項中「*」を「A 0」に、「*」を「A 30」に改め、同表備考中「及びホ」を削る。

(施行期日)

第一条 この告示は、平成二十六年七月一日(以下「施行日」と云ふ)から施行する。

(船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)

第一条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」と云ふ)については、第一条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示(以下「新消防告示」と云ふ)第十二条、第十五条の二及び第十七条の規定にかかるらず、なお従前の例によることができる。

二) 現存船については、新消防告示第三十二条の規定にかかるらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。

三) 新消防告示第三十二条第二項の規定は、平成三十一年七月一日までの間は、適用しない。
四) 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかるず、管海官庁の指示するところによる。

(船舶用具の基準を定める規則の一部改正に伴う基準規則)
第三条 現存船について、この規則による改正後の船舶の基準を定める規則第111条の規定

(船舶の防火構造の基準を定める規則第111条の規定)

通 関 試 験

國 権 試 験

通關士試驗公告

第48回通關士試驗の実施について、通關業法施行規則(昭和42年大蔵省令第50号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

財務大臣 麻生 太郎

1. 試験日 平成26年10月5日(日)
2. 試験科目及び時間

①通關業法
②關稅法、關稅定率法その他の關稅に関する法律及び外國為替及び外國貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)午前9時30分から午前10時20分まで
③通關書類の作成要領その他の通關手続の実務午後11時00分から午後0時40分まで
上記①及び②の科目の出題範囲は、法律のほか、それぞれの法律に基づく關係政令、省令、告示、通達とし、平成26年7月1日現在で施行されているものとする。
なお、通關業法に規定する通關業者に係る出題については、關稅法第79条の2に規定する認定通關業者に係るものとす。

3. 試験の方法等

(1) 各試験科目とも筆記(マークシート方式)により行う。

出題形式、配点及び出題数

試験科目	選択式 (注1)	択一式	計算式	選択式・ 計算式
《1》 通關業法	30点(10問)	10点(10問)		
《2》 關稅法、關稅定率法その他の關稅及び外國為替及び外國貿易法(同法第6章に係る部分に限る。)	35点(15問)	15点(15問)		

注: 試験会場は、受験票に記載して通知する。

5. 受験願書の受付期間等

(1) 書面により提出する場合

- ① 受付期間は、平成26年7月28日(月)から同年8月11日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)とし、受付時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、平成26年8月11日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ② 受験願書には、所定の箇所に写真を貼付した受験票を添付すること。

《3》 通關書類の作成要領その他通關手続の実務

通關書類の作成要領(注2)	5点(5問)	5点(5問)	5点(5問)	15点(2問)
その他通關手續の実務				

注1、「選択式」とは、文章の空欄に当てはまる最も適切な語句を選択肢から選んで解答する形式、又は五肢の中から「正しいもの」若しくは「誤っているもの」を複数選択する形式である。

2. 輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCIS)を使用して行う輸出申告と輸入申告の問題を、前回(第47回)と同様の形式で各1問出題する。

3. 試験合格のためには、上記3.(1)の表に掲げる各試験科目とも合格基準を満たす必要がある。

4. 試験実施地並びに受験願書提出先及びその所在地

(受験願書提出先及びその所在地)

北海道 函館税關業務部通關業監督官

(〒040-8561) 函館市海岸町24番4号 函館港

新潟県 東京税關業務部通關業監督官

(〒135-8615) 東京都江東区青海2丁目7番11号 東京港湾合同庁舎

東京都

宮城県 横浜税關業務部通關業監督官

(〒231-8401) 横浜市中区海岸通1丁目1番地

横浜市

神奈川県 横浜税關業務部通關業監督官

(〒231-8401) 横浜市中区海岸通1丁目1番地

横浜市

愛知県 名古屋税關業務部通關業監督官

(〒455-8535) 名古屋市港区入船2丁目3番12号 名古屋港港湾合同庁舎

名古屋市

大阪府 大阪税關業務部通關業監督官

(〒552-0021) 大阪市港区築港4丁目10番3号 大阪港港湾合同庁舎

大阪市

兵庫県 神戸税關業務部通關業監督官

(〒650-0041) 神戸市中央区新港町12番1号

神戸市

福岡県 門司税關業務部通關業監督官

(〒801-8511) 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港港湾合同庁舎

北九州市

熊本県 長崎税關業務部通關業監督官

(〒850-0862) 長崎市出島町1番36号

長崎市

沖縄県 冲縄地区税關通關業監督官

(〒900-0001) 那覇市港町2丁目11の1 那覇港港湾合同庁舎

那覇市